

資料提供

問い合わせ先：和歌山県道路政策課 芝、中家^{なかいえ}
073 - 441 - 3116 , 3096

道路財源特例法案の再可決を求める緊急声明

4月30日に道路特定財源の暫定税率維持に関する関連法案が再可決により成立したものの、「道路整備費の財源等の特例に関する法律」の改正案が未だ成立していないことにより、地方道路整備臨時交付金事業が全てストップするなど、地方財政、地域経済に大きな影響が生じています。

このため、地方財政を守り、地方にとって真に必要な道路整備を止めることのないよう、県知事、県議会議長、市長会長、町村会長、市議会議長会長、町村議会議長会長の6名が、道路財源特例法案の再可決を求める緊急声明を発表し、県選出国會議員に要望しました。

「道路財源特例法案の再可決を求める緊急声明」：別紙のとおり

要望先：和歌山県選出国會議員

衆議院：谷本龍哉議員、石田真敏議員、二階俊博議員、西博義議員

参議院：鶴保庸介議員、世耕弘成議員、大江康弘議員

要望日：平成20年5月9日（金）

道路財源特例法案の再可決を求める緊急声明

我々は、道路特定財源の暫定税率及び地方道路整備臨時交付金制度の失効による地方の危機的な状況から脱却するため、4月25日から5日間にわたり暫定税率の維持及び地方道路整備臨時交付金制度の継続・拡充を求めて「道路特定財源関連法案の再可決」を強く訴えながら紀伊半島一周道路行進を実施し、29日には全体集会を開催し、別添のとおり決議を行ったところである。

4月30日に道路特定財源の暫定税率維持に関する関連法案が再可決により成立したが、依然として地方道路整備臨時交付金制度の継続・拡充に関する道路財源特例法案は成立していない。

このため、県、市町村合わせて181億円の交付金事業が凍結され、前年度から継続事業を含めて116箇所の事業がストップするなど、地方財政、地域経済に大きな影響が生じている。政府・国会は地方道路整備臨時交付金制度が、地方にとって真に必要な道路整備のための不可欠な財源であることを充分認識すべきである。

我々は、地方財政を守り、地方にとって真に必要な道路整備を止めないよう以下のことを強く要望する。

記

1. 地方道路整備臨時交付金制度の継続・拡充に係る道路財源特例法案を、衆議院において必ず再可決すること。
2. 地方に真に必要な道路整備を停滞させることのないよう、国、地方の道路財源を十分確保すること。
3. 関連法案が成立するまでに生じた地方の歳入欠陥については、国の責任において特別な措置を講じること。

平成20年5月9日

| | |
|--------------|------|
| 和歌山県知事 | 仁坂吉伸 |
| 和歌山県議会議長 | 中村裕一 |
| 和歌山県市長会長 | 真砂充敏 |
| 和歌山県町村会長 | 奥田貢 |
| 和歌山県市議会議長会長 | 北野均 |
| 和歌山県町村議会議長会長 | 林雅臣 |

決 議

道路整備が大きく立ち遅れた本県にとって、紀伊半島一周の高速道路や京奈和自動車道をはじめとする道路整備は、県勢活性化や県民の安全安心な暮らしに不可欠であり、その早期実現が県民の長年の願いである。

これらの道路を着実に推進するためには、国及び地方の道路財源の十分な確保が必要であるため、我々は、これまで様々な機会を通じて、政府、国会に対し、道路特定財源関連法案の早期成立を強く求めてきた。

しかしながら、3月末に暫定税率及び地方道路整備臨時交付金制度が失効し、本県に必要な道路事業の殆どが停止しており、これ以上この状態が続けば、道路整備や県、市町村財政への影響だけでなく、県経済、ひいては県民生活に深刻な影響を及ぼす事態となる。

もはや地方は限界である。このような現下の窮状を一日も早く打開するため、我々は、25日から5日間、県下の全市町村をつないで紀伊半島一周道路行進をし、道路特定財源関連法案の再可決を強く訴え、本日ここに集結した。

よって、政府、国会においては、下記の事項を速やかに講じることを強く要求する。

記

- 1 道路特定財源の暫定税率維持に関する関連法案を、憲法第59条の規定により、明日4月30日に衆議院において必ず再可決すること。
- 2 さらに、地方道路整備臨時交付金制度の継続・拡充に関する関連法案について、万一参議院で成立しない場合は、5月12日に衆議院において必ず再可決すること。

平成20年4月29日

和歌山から道路特定財源関連法案の再可決を求める実行委員会